

消費税率引上げに伴う公共交通運賃（鉄道、バス）への
1円単位運賃（ICカード利用）の導入について平成25年10月29日
総合政策局安心生活政策課
鉄道局旅客輸送業務監理室
自動車局旅客課

消費税率引上げに伴う公共交通運賃の改定については、政府全体の基本的な考え方などを踏まえ、適切に対応することとし、今回新たに導入する1円単位運賃（ICカード利用）については、以下のとおり取り扱うこととしたのでお知らせいたします。

- 近時の公共交通事業におけるICカード利用の普及等を踏まえ、主として首都圏の鉄道事業者、バス事業者の中には、来年4月の消費税率引上げの際に、その転嫁の手法として、ICカード「1円単位運賃」を導入したいとしているところがあります（旅客船、タクシー、航空については導入は予定されていない。）。
- 今後、このような運賃改定申請が出てくる場合には、消費税率の引上げ分をより正確に転嫁する観点から認める方針です。
- 現金運賃は自動券売機等での少額硬貨の取扱い、利用者利便の観点等から10円単位となりますが、利用者にとって分かりやすいものとして理解が得られるように、以下の考え方の下、周知及び丁寧な説明などの対応に万全を期するよう求めることとしております。
 - ・ ICカード運賃は現金運賃と同額ないしそれより安価となることを基本。
 - ・ 端数処理の技術的な方法については、事業全体として108/105以内の増収を前提に、各交通モードの利用特性を踏まえて現実的に対応。

添付資料

- 「鉄道・バスにおける具体的な端数処理の方法」
- 参考資料：①「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」
②「公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方」
以上

【問合せ先】

総合政策局安心生活政策課	後藤、根田
TEL：(03) 5253-8111	(内線 25519、25505)
FAX：(03) 5253-1552	
鉄道局旅客輸送業務監理室	井野、中田
TEL：(03) 5253-8111	(内線 40652、40642)
FAX：(03) 5253-1633	
自動車局旅客課	高橋、中村
TEL：(03) 5253-8111	(内線 41232、41234)
FAX：(03) 5253-1636	